

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾） ～ポイント（経済産業省関連）～

1. 強力な資金繰り対策

- (1) **約1.6兆円規模の融資・保証枠**を確保（第1弾5000億+第2弾1.1兆）
- (2) **特別貸付**を創設、**遡及して金利引下げ（▲0.9%）**
（中小1.11%→0.21%、国民1.36%→0.46%）。
更に、**フリーランスを含む個人事業主、売上高が急減している中小・小規模事業者**について、実質的に**無利子化**。
- (3) 影響の広がりや深刻さを踏まえ、**危機時の対策**を発動。
 - セーフティネット保証4号・5号（2階分別枠）に加えて、**危機関連保証（100%保証）**を初めて発動し**3階分別枠**を措置。
 - **危機対応業務**も実施し、資金繰りに万全を期す。

- ① **日本政策公庫による特別貸付（予備費：579.0億（うち財務省計上346.0億））**
 - 制度開始時期： 1月29日（相談窓口設置日）まで遡及
 - 適用要件： 売上高▲5%
※個人事業主（フリーランスを含む）には、影響に関する定性的な説明でも可。
 - 貸付額： 中小事業3億円、国民事業6千万<別枠>
 - 金利： 一律金利から▲0.9%
 - 利下対象上限： 中小事業1億、国民事業3千万 ※当初3年間
- ② **特別利子補給制度（予備費：47.0億）**
 - 制度開始時期： 1月29日（相談窓口設置日）まで遡及
 - 適用要件：
 - (i) ①小規模事業者（フリーランス含む個人事業主）・・・要件なし
 - (ii) ②小規模事業者（法人）・・・・・・・・・・売上高▲15%
 - (iii) ③中小企業者（上記①②を除く）・・・・・・・・・・売上高▲20%
 - 補給対象限度額： 中小事業1億、国民事業3千万 ※当初3年間
- ③ **マル経融資制度の拡充（予備費：2.0億（財務省計上））**
 - 小規模事業者に対して別枠1千万円を▲0.9%金利引き下げ（1.21%→0.31%）
- ④ **危機関連保証（予備費：54.0億（うち財務省計上47.0億）の内数）**
 - 適用要件： 売上高▲15%
 - 保証割合： 100%
 - 限度額： 一般保証、セーフティネット保証とは、さらに別枠で2.8億
- ⑤ **危機対応業務**
 - 指定金融機関である商工中金及び日本政策投資銀行が危機対応業務を実施。

2. 需給両面からの総合的なマスク対策

マスクが品薄状態であることを踏まえて、需給両面からの総合的な対策として、**厚生労働省と連携・サポートして、①マスクの転売行為禁止、②国によるマスクの買上げ、配布、③マスク等生産設備導入補助**を行う。

- ① **マスクの転売行為禁止**
 - 小売り業者等からマスクを購入した者がそのマスクを高値転売することを禁止（国民生活安定緊急措置法施行令の改正）。
- ② **国によるマスクの買上げ、配布**
 - 再利用可能な布製マスクを国が一括して購入（2,000万枚）し、介護施設、障害者施設、保育所、学童保育等の現場に一人一枚配布。
 - 医療機関向けマスクを国が一括して購入（1,500万枚）・確保し、医療機関に優先配布。
- ③ **マスク等生産設備導入補助（予備費：1.6億）（経済産業省計上）**
 - マスクやアルコール消毒液の生産設備導入の一部を補助（中小3/4、大・中堅2/3）。